

判決年月日	平成23年12月15日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成23年（行ケ）10239号		

○ 意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的な周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである

○ 横長長方形の台紙の表面に、4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた等の公知の意匠から、3段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものである

（関連条文）意匠法3条2項

原告は、意匠に係る物品を「印刷用はくり紙」とする本願意匠を出願したところ、拒絶査定を受けたため、審判を請求したが、請求不成立の本件審決がされた。本件審決の理由は、要するに、本願意匠は、引用意匠に基づいて容易に意匠の創作をすることができたものであるから、意匠法3条2項の規定に該当し、意匠登録を受けることができない、としたものである。

本件は、原告が本件審決の取消しを求めた訴訟であり、取消事由として、本願意匠の創作容易性に係る判断の誤りを主張した。

本判決は、以下のとおり判断して、原告の請求を棄却した。

「意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内において広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（周知のモチーフ）を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記の周知のモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性を問題とするものである…。」

「横長長方形の台紙の表面に、4段の横長帯状の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に3つの横長隅丸矩形状が配され、帯状印刷部の輪郭が実線で囲まれ、1段目と3段目の最右の横長隅丸矩形状には中央に細帯状の表紙用の背当て部が設けられており、そ

れ以外は、いずれも隣接する横長隅丸矩形状との間及び中央に縦方向にミシン目を設けた公知の意匠から、３段の帯状印刷部を設け、それぞれの帯状印刷部に３つの横長隅丸矩形状が配され、いずれもその中央に縦方向にミシン目を設けた本願意匠を創作することは、いわばその一部を切り取ってミシン目の一部を実線に変更する程度のものであり、その意匠の全体から見ても、本願意匠出願時の当業者の立場からみて意匠の着想の新しさないし独創性があるとはいえず、容易に創作することができたものというべきである。

よって、本願意匠は、意匠法３条２項に該当する。」